

「放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条及び第三十条の一部を改正する省令案等の概要」に対する意見募集
(パブリックコメント) の概要について

【意見募集期間】

平成28年1月26日（火）～ 平成28年2月24日（水）.

【意見総数】

意見数：76件

【主な御意見の概要とそれに対する考え方と対応】

No.	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方と対応
1	8,000Bq/kg という放射性物質の基準をクリアランスレベル（100Bq/kg）に戻した上で、放射能汚染の規制と監視を強化すべき。	<p>○100Bq/kgは管理されていない状態での使用を想定した「廃棄物を安全に再利用できる基準」、8,000Bq/kgは管理されている状態での処理を想定した「廃棄物を安全に処理するための基準」であり、別の基準です。</p> <p>○原子炉等規制法に基づくクリアランス基準*1（100Bq/kg）は、運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリート、金属を想定し、廃棄物を再生利用した製品が、日常生活を営む場所などの一般社会で、様々な方法（例えばコンクリートを建築資材、金属をベンチなどに再生利用）で使われても安全な基準として、放射性セシウムについて100Bq/kg以下と定められています。</p> <p>○放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づく指定基準（8,000Bq/kg）は、原子力発電所の事故に伴って環境に放出された放射性セシウムに汚染された廃棄物について、一般的な処理方法（分別、焼却、埋立処分等）を想定し、安全に処理するために定めた基準であり、8,000Bq/kg以下の廃棄物は通常の廃棄物処理法に基づく処理方法で安全に処理することが可能です。この値はIAEA（国際原子力機関：International Atomic Energy Agency）のミッションの最終報告書*2では、「既存の国際的な方法論と完全に整合性がとれている」と評価されているもので、最も被ばくと想定される人（廃棄物の埋立処分などに従事する作業員）あっても年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト／年以下になります。</p> <p>※1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する精錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則第2条</p> <p>※2 http://www.mofa.go.jp/mofai/saigai/pdfs/iaea_mission_1110_en.pdf</p>

2	<p>6,400Bq/kg という基準自体をそもそも用いるべきでない、またその基準を超える廃棄物の排出という事態を招来しかねないという問題点がある。</p>	<p>○特措法施行規則制定当初より、8,000Bq/kgに近い放射能濃度の廃棄物が排出される可能性のある地域を選定する目安を8,000Bq/kgの8割(6,400Bq/kg)としています。</p> <p>○8,000Bq/kg以下の廃棄物は、廃棄物処理法に基づく通常の処理方法で安全に処理することが可能であり、一定程度に汚染された廃棄物が多量に排出されるおそれのある地域から排出される一定の種類の廃棄物を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物として、入念的に特別の処理基準を適用しています。</p> <p>○処理の過程で8,000Bq/kgを超える廃棄物が発生した場合には、指定廃棄物の要件に該当することになり、指定廃棄物に指定された廃棄物の処理は、国が行うこととなります。</p>
3	<p>福島第一原発事故によって放出された放射線核種は31種類と言われており、セシウムだけ管理すればよいという見直しでは、安全性を担保できないのではないかと。</p>	<p>○福島県内の一般廃棄物焼却施設において、生活ごみのみの焼却を行っている状態及び生活ごみと災害廃棄物を混焼却した状態で、γ線スペクトロメトリーにより、排ガス・焼却灰等の放射能濃度を測定した結果、ヨウ素131、ヨウ素132、テルル129m、銀110mについては、セシウム134、セシウム137に比べ安全面での影響が十分に小さいという結果が得られています。</p> <p>○また、「文部科学省による、プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について」(平成23年9月30日文部科学省)においては、「セシウム134、137の50年間積算実効線量に比べて、プルトニウムや放射性ストロンチウムの50年間積算実効線量は非常に小さいことから、今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム134、137の沈着量に着目していくことが適切であると考え。」とされています。</p> <p>○以上を踏まえ、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、放射性セシウムを支配的な核種として対応しています。</p>
4	<p>放射能汚染には、ホットスポットと呼ばれる局地的に汚染されている地域があるため、都県単位で対象地域から外してしまえば、焼却灰等から6,000Bq/kg以上に濃縮された放射性物質が検出されるのではないかと。</p>	<p>○処理の過程で8,000Bq/kgを超える廃棄物が発生した場合には、指定廃棄物の要件に該当することになり、指定廃棄物に指定された廃棄物の処理は、国が行うこととなります。</p>
5	<p>特定一般廃棄物となる「ばいじん」を埋め立てると、雨水が浸入しない措置を講ずる等の特措法に基づく埋立処分の基準により、埋立地内部が安定化するまでに長期間を要し、浸出水処理など維持管理費用が増大する。よって、以下のとおりの見直しを要望する。</p> <p>①今後、確認を受けた施設から発生する「ばいじん」を埋立処分する場合は、通常の一般廃棄物として、特措法に基づく「特定一般廃棄物処理基準(不透水層による雨水浸入防止など)」の適用対象外とする。</p>	<p>○本省令改正により、一定の条件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設から生じる廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外されるため、特措法施行規則第29条又は第31条の特別処理基準の適用対象外となります。水道施設、公共下水道及び流域下水道、工業用水道施設並びに廃棄物処理施設に係る改正後の特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件について、特措法完全施行日(平成24年1月1日)以前に排出された廃棄物の処理には適用しないこととしており、本省令改正が適用される廃棄物は、特措法完全施行日以降に排出されたことが明らかな廃棄物に限定されます。</p> <p>○ただし、本省令改正前に特定一般廃棄物であるばいじんを処分した場合は、本省令</p>

	②過去の放射性物質濃度が低い特定一般廃棄物「ばいじん」についても、遡って確認を受けることができる。	改正にかかわらず、特措法施行規則第29条の特別処理基準が適用され、同廃棄物を受け入れた最終処分場には特措法施行規則第33条の特別維持管理基準が引き続き適用されます。御指摘の点については、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋立処分している最終処分場の廃止基準の考え方と密接に関わることから、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
6	自治体は住民や取り引き先の意向で、事実上、放射性物質の測定を続ける必要が生じるが、本法による測定でない場合、財源が自治体負担となるのではないか。	○本省令改正により特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件から除外される廃棄物は、一定程度に汚染された廃棄物が多量に発生することが見込まれない廃棄物であり、これらの廃棄物を処理する焼却施設等における処理の安全性は確保されていると考えます。 ○本省令改正後においても、関係自治体等と連携しつつ、処理の安全性の周知に引き続き取り組んでまいります。
7	廃棄物処理事業者の倫理観だけを信用し、放射性物質の測定・検査も事業者任せでは、廃棄カツ横流しのような改ざんなどが簡単に行われてしまうので反対。実態確認も、環境省だけでなく自治体及び第三者機関によって行われるべきであり、検査は抜き打ちによるサンプル採取や周辺住民の立入検査を許可するべき。	○廃棄物処理法に基づき、都道府県等は一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設等に立入検査を行うことが可能であり、特定一般廃棄物や特定産業廃棄物を埋立処分した最終処分場における放射性物質の測定などの維持管理基準についても指導の対象となっております。
8	放射性物質の生物への影響や、生態系での振る舞いは、しきい値がないことをふまえ、生態系食物連鎖による生物濃縮も含め、環境に及ぼす研究を行うべき。	○いただきました御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。